

平成 27 年度の保育料の設定について（案）

1 基本的な考え方

- (1) 1号・2号・3号認定の保育料の設定に当たっては、平成 27 年度は新制度の枠組みに合わせた見直しとし、保育料の改正は行わない。
- (2) 保育料の抜本的な見直しは、年明け以降の審議会において審議のうえ、平成 28 年度から実施する。
- (3) 学童クラブ育成料については、平成 27 年度は現行金額に据置き、平成 28 年度において抜本的な見直しを行う。

※ 保育料とは、特段の説明がない場合は、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業の保育料を指し、1号認定及び2号・3号認定の保育料を指す。

2 平成 27 年度の保育料について

- (1) 新制度の枠組み（国の制度・基準）とは

- ① 2号・3号認定の保育料の算定基礎を所得税課税額から市民税課税額に変更
- ② 年少扶養控除・特定扶養控除（以下「年少扶養控除等」という。）の算入の廃止（ただし、市町村の判断により、既入園者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いも可）、税額控除は、調整控除を除き反映しない取扱いで統一

※ 平成 24 年度の市民税から年少扶養控除の廃止が実施された以降、国の要請に基づき、保護者負担に変動が生じないように廃止前の算定方法で、保育料の計算が行われていた。

- ③ 1号認定、2・3号認定の給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず同一の水準
 - ④ 短時間保育認定に係る保育料を新たに設け、約 98.3%（△1.7%）を基本に設定
- (2) 市の方針（案）

- ① 2号・3号認定の保育料の算定基礎を所得税課税額から市民税課税額に変更する。
- ② 年少扶養控除等の算定を廃止する。税額控除は、調整控除を除き反映しない取扱いとする。
- ③ 1号認定、2・3号認定の給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず同一の水準とする。
- ④ 短時間保育認定に係る保育料については、標準時間認定の保育料の約 98.3%（△1.7%）に設定する。

- (3) 課題と論点

- ① 年少扶養控除等の取扱い

- ・現状の保育料より減額、増額となる方が生じる。
- ・1号認定の利用者負担額は、年少扶養控除等廃止後の就園奨励費を含んで料金が設定されているため、廃止しない場合、一の料金設定において、2つの考え方が混在してしまう。
- ・年少扶養控除の算定廃止の実施時期については、新制度実施に合わせ平成 27 年度とするか、平成 28 年度の保育料の抜本的な見直し時とするか。
- ・平成 27 年度は年少扶養控除の算定を行うとした場合、システム改修は現時点から日期的に不可能で、システム以外の方法は、職員の過度な事務負担が課題となる。

② 認定こども園の1号認定と2号認定の保育料の逆転

- 一部の低所得階層で、1号認定と2号認定の保育料が逆転している。認定こども園など同一施設内で、保育料について、保育時間が短い1号認定の子どもの方が、保育時間の長い2号認定の子どもの方より高いという現象である。
- 利用者負担に係る国が定める水準は、非課税階層において保育料が逆転している。
(1号認定：9,100円、2号認定：6,000円)
- 教育と保育とは質の異なる給付であり、比較対象とはならないのではないか。
- 逆転の主な要因は、現状の認可保育所に係る市の保育料が2号・3号認定に係る国基準の保育料に対して約5割軽減されていることにある。

参考

◇平成26年第2回定例会（平成26年6月11日：市長答弁）

新制度における保育料については、制度の始まる27年度については新制度の料金体系への見直しを内容とした改定にとどめ、抜本的な見直しに向けて、今年度の後半から審議会において検討していただきたいと考えております。

◇第4次行財政改革

保育料の見直し、学童クラブ育成料の見直しについては、西東京市第4次行財政改革大綱（アクションプラン）に実施項目である。受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するため、定期的に見直しすることとされ、平成28年度に改定するよう求められている。